

# 可決された主な議案

## 条例改正

○伯耆溝口駅前公園条例  
制定

○企業立地等重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例制定

三年間固定資産税を減免。

○豊かなふるさと創造基金条例の制定

地域振興とふるさと納税に対応するため。

○父子福祉手当受給条例制定

母子、障害者手当を廃止し、父子に年二万四千円を支給する。

○公の施設における使用料改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定

公共施設利用料金を統一するための改訂。

○報酬給与カットを延長

町長、副町長、教育長、議員、職員ともに報酬、給与減額を二十年度に延長する。

○町職員給与に関する条例一部改正

関西事務所勤務員に地域手当を支給。

○特別会計条例の一部改正

後期高齢者医療制度の特別会計設置のために改正。

○国民健康保険条例の一部改正

後期高齢者医療制度のために改正。

○手数料徴収条例の一部改正

地域団体を新たに加えるため。

○国民健康保険条例の一部改正

国の法改正にともなう改正。

○廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正

くみとり料一戸百八十円を二百円に引上げ。

○農村公園等条例の一部

改正



だんだんまつり（文化センター）

の一部改正

後期高齢者医療制度への対応と所得制限が加えられる。

○町医療費助成条例一部改正

県特別医療費助成制度改正と乳幼児特別医療費を小学校卒業迄入院助成を拡大するが町民税非課税者に限定するもの。

○被災者住宅再建支援事業助成条例の一部改正

国の法制化に伴う改正。

○保育所条例の一部改正

こしき保育所建設に伴うもの。

○国民健康保険条例の一部改正

町の木、花、町民憲章の制定

町の木 キヤラボク  
町の花 菜の花

改正

岩屋谷、ペンション、丸山公園、自治会に譲渡。

○工芸伝承館条例の廃止

二部一区自治会に譲渡。

○課設置条例及び町職員給与に関する条例の一部改正

自治振興課を総務課に地域再生戦略課を新設、住民生活課を住民課に、分庁統括課は、なのはな生活課に、産業振興課は、産業課に変更。  
相当高度な知識又は経験を有する所長を六級職に加え、関西事務所長等が六級職となった場合に対応するため。